

## 第3章 巢山古墳の概要

### 第1節 指定に至る経緯

#### 1. あいつぐ古墳の発見

広陵町の西部、馬見丘陵には大型前方後円墳が集中する馬見古墳群がある。新山古墳や新木山古墳は、現在陵墓参考地に指定されているが、明治期に土地所有者によって偶然に発掘されたものである。

##### 新山古墳

明治18年(1885)4月18日、広瀬郡大塚村の吉川半次郎は、私有地である新山で植林のため掘削していたところ、古鏡34枚、金具16個、管石19個を発見し、同20日付で大阪府知事に「埋蔵古器発見届」が提出され、同29日付けで郡山警察署の萱野分署に届けられた。本人の申し立て代金は1万3000円としたが、翌19年(1886)2月26日付けで、宮内大臣伊藤博文から「発見ノ古器物吉川半次郎ヨリ当省へ相納申度願之趣奇特ニ付聞届、特別ノ詮議ヲ以テ金参百五拾円手当てシテ差遣候条」と寄付することで、この一件は落着した。同年12月13日付けの宮内大臣名で大塚村字新山山林畑地合反別七反壹畝五歩を立木共に買上げ御陵伝説地に治定された。

##### 新木山古墳

明治15年(1882)3月、広瀬郡三吉村の杉田栄太郎・松田櫛蔵・滝井惣平らの私有地から勾玉・管玉など古器物7個を発掘。同17年(1884)5月、金10円で買い上げる。同18年(1885)12月24日宮内大臣伊藤博文名で新木山古墳が陵墓兆域に治定されている。

#### 2. 文献記録

巢山古墳周濠の記録は享保21年(1736)の「大和名勝志」<sup>(1)</sup>(図3-1)に「○陶山池 大和志曰在濟恩寺村廣三百餘畝 ○荒墳 大和志曰在濟恩寺村」とある。

陶山池はアシ池をさし、広さ300余畝(約3万㎡)は現在の周濠面積29,756㎡(表3-3参照)とほぼ同じ規模である。

なお、昭和49年(1974)以降、アシ池には大和平野土地改良事業により吉野川から農業用水が供給されているが、それ以前は流域に降った雨水をこの池に貯め、水田耕作が行われていた。

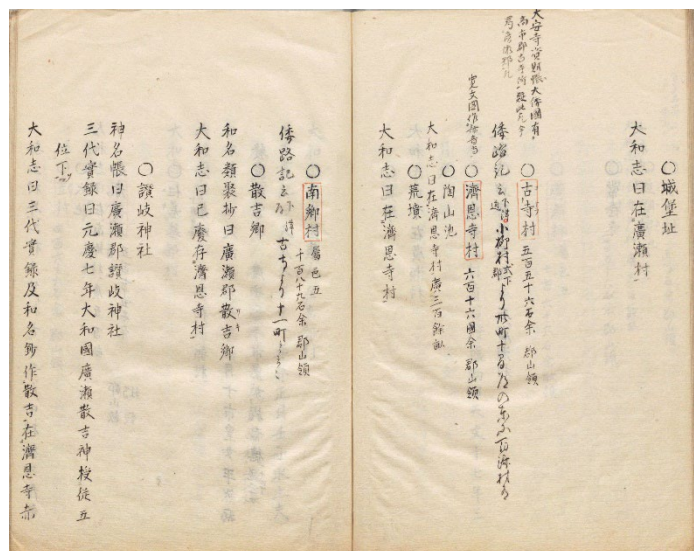


図3-1 大和名勝志



図3-2 「大和国古墳墓取調書」絵図

野淵龍潜「大和国古墳墓取調書」<sup>(2)</sup> 明治26年(1893)の絵図には後円部、くびれ部、前方部に巨木(クスノキか)が、周囲に雑木等が描かれ、墳丘を取り囲む周濠がめぐり、外堤に松が林立する。整然とした前方後円墳が描かれている(図3-2)。



図3-3 「大和国古墳墓取調書」

調書には「天武天皇ノ皇女ニテ、弘文天皇ノ妃タル十市皇女ハ天武七年ニ赤穂ニ葬ル…、天武ノ妃氷上夫人モ亦赤穂ニ葬ル…、」広瀬郡赤部村が赤穂の転訛として、皇族墓の可能性を指摘し、保存の必要性を記している（図3-3）。

大正15年(1924)～昭和2年(1927)に上田三平が行った『奈良県に於ける指定史跡』<sup>(3)</sup>の報告書には当時の写真（図3-6参照）や橋の存在等が記録されている（3. 指定に至る経緯参照）。写真からは墳丘裾部に民家が確認できる。なお墳丘第一段テラスの旧民家跡地付近に大正13年(1924)の紀年銘がある「不動明王立像」（図3-4、3-5）が祀られていることから、周濠に橋が架けられた時期については、民家の存在とともに先の調査の時期をさらにさかのぼる可能性もある。



図3-4 不動明王像



図3-5 紀年銘



図3-6 『奈良県に於ける指定史跡』掲載写真

また、巢山古墳は戦前の教科書にも掲載されている。

昭和13年（1938）に発行された『小学国語読本 尋常科用 卷12』<sup>(4)</sup>の「古代の遺物」（濱田耕作執筆）のP14-15で前方後円墳の説明が写真入りで掲載されている（図3-7）。この写真については、本書の編纂の趣意書（図3-8）のP6-7の挿図説明で、P14頁の図が当時の住所で「奈良県北葛城郡馬見村大字三吉」にある巢山古墳と記載されている。



図3-7 小学国語読本 尋常科用 卷十二，文部省，昭和15  
 (https://nieropac.nier.go.jp/lib/database/KINDAI/EG00017027/900192731.pdf)

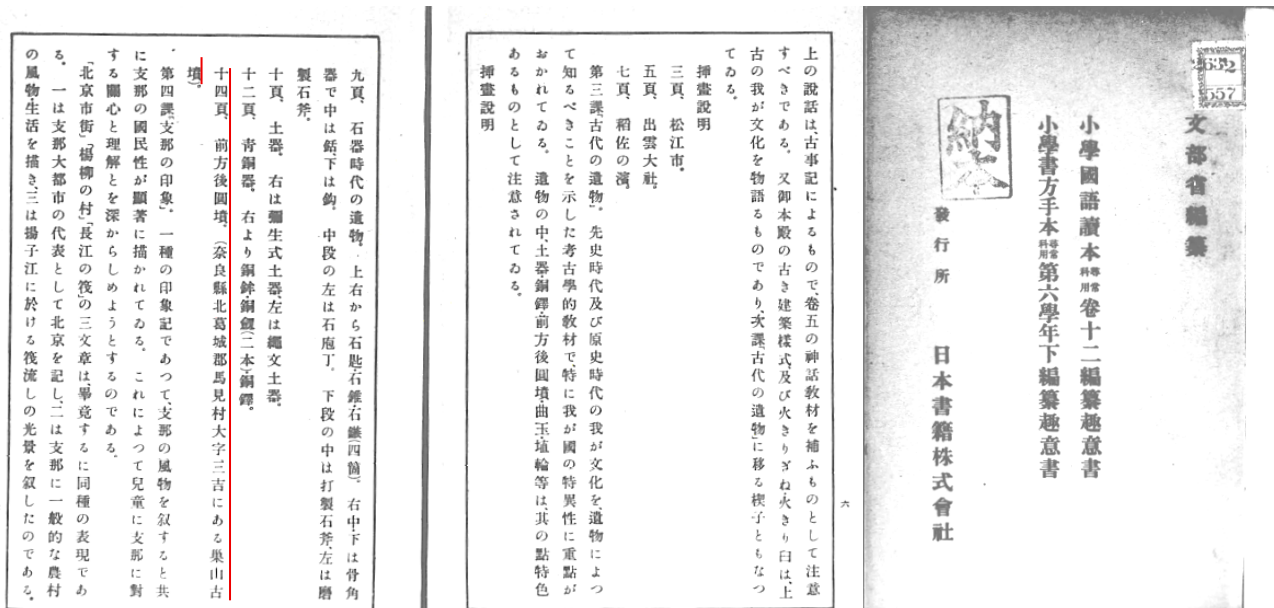


図 3-8 文部省編 小学国語読本尋常科用十二編纂趣意書・小学書き方本尋常科用第六学年編纂趣意書, 日本書籍, 昭 13 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/1277959>)

このP14に掲載された前方後円墳の挿絵(巢山古墳)は、上田三平の「奈良県における指定史跡」に使用された巢山古墳の図版(図3-6)と同じ写真である。

(注) 巢山古墳の教科書掲載については、国立国会図書館にカンファレンス依頼をして得た調査成果である。

### 3. 指定に至る経緯

巢山古墳の法的保護は大正時代から始まる。第一次世界大戦後の好景気と国勢の伸長に伴い、自然破壊や歴史的な遺産の破壊が進行したため「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正 8 年法律第 44 号)が制定される。この法律に基づき、大正 15 年(1925) 6 月 18 日(奈良県告示史第 1 号)に史跡に仮指定され、昭和 2 年(1927) 4 月 8 日(内務省告示第 315 号)付けで史跡に指定されている。

第二次世界大戦後には社会的・経済的混乱から多くの文化財が荒廃し、文化財保護制度の根本的な検討が要請されるようになる。法隆寺の金堂壁画の焼損を契機として、より強力な保存態勢が求められ、文部省の外局として文化財保護委員会が組織される。昭和 25 年(1950)には作家であり参議院議員であった山本有三氏らが中心となって、議員立法により文化財保護法が制定される。文化財保護法は「国宝保存法」(昭和 4 年法律第 17 号)・「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」(昭和 8 年法律第 43 号)及び「史蹟名勝天然紀念物保存法」(大正 8 年法律第 44 号)を統合し、有形文化財・無形文化財及び史蹟名勝天然記念物の文化財全般にわたり、保護制度が体系的に整備されることになる。これによって巢山古墳は昭和 27 年(1952)に特別史跡に指定されている。

昭和 36 年(1961)当時、墳丘は個人が所有し、周濠は齐音寺村の共有地で、外堤は周辺住民が畑として利用していた。後円部の南側墳丘第一段テラスと第二段テラスには家が建てられ、周濠には木橋が架けられていた(図 3-10)。



図 3-9 昭和 23 年 9 月 1 日撮影



図 3-10 昭和 36 年 6 月 6 日撮影



図 3-11 昭和 50 年 3 月 4 日撮影



図 3-12 昭和 54 年 9 月 11 日撮影

この家は、上田三平の報告にも「後円部下段に二階建て、建坪二〇坪の家屋一棟、約一〇間を隔てて十二坪の平屋一棟を建設し、二階建ての家屋の前面に通じる為、小橋を環濠の上に架し、往来の出来る設備をしている。」と記され、昭和 2 年(1927)の指定以前から存在していた。最近まで後円部第一段テラスにはレンガ造りのカマドが残り、横にはコンクリート製の井戸枠があった。

墳丘、周濠 昭和27年(1952) 3月29日 特別史跡指定 (文化財保護委員会告示第39号)

外堤 平成 元年(1989) 1月9日 特別史跡追加指定 (文部省告示第3号)

表3-1 史跡指定の範囲 (昭和27年(1952))

指定箇所	住所・地番	面積 (㎡)
墳丘	奈良県北葛城郡馬見村大字三吉元齊音寺方字巢山1208番地-1, -2	20,557
周濠	奈良県北葛城郡馬見村大字三吉元齊音寺方字アシ池 130番地	29,757. <sup>77</sup>

昭和40年代後半から香芝市から広陵町にまたがる馬見丘陵に住宅都市整備公団（独立行政法人都市再生機構）による真美ヶ丘ニュータウンが造成され、住環境が整備される。この結果、住宅開発は周辺地域に広がり、巢山古墳外堤に家やアパートが建てられるようになる（図3-11）。

墳丘保存の発端は昭和46年(1971)10月28日に提出される史跡の現状変更申請であった。後円部の家に移り住み、病氣療養したいという理由で、周濠を渡る木製橋を架け替えたいという内容である。ところが、申請と異なる場所に鋼鉄製の橋桁が架けられ工事が進行していた。12月24日には奈良県教育長名で工事中止命令書が発令される。橋梁工事は中止されるが、材料は放置されたままであった。翌昭和47年(1972)6月27日には文化庁文化財保護部長名で特別史跡巢山古墳の現状変更（橋梁改修工事）にかかる違反行為について嚴重注意の通知が出されている。周濠に打ち込まれた橋脚の松杭や鋼鉄製の主桁が放置された状態は外堤の公有化後まで続いていた（図3-12）。その後も現状変更許可申請の事前協議が度重なったため、昭和58年(1983)に広陵町が墳丘全体の公有化を行っている。

追加指定前、西側外堤には民家5軒・倉庫1軒・アパート1軒が既に建てられていた。さらに個人住宅やアパート建設等の開発協議が後を絶たず、この状況を憂慮して平成元年(1989)に外堤が特別史跡に追加指定されている。平成3年(1991)～9年(1997)にかけて公有化している。

表3-2 追加指定後の面積(平成元年(1989))

追加指定後の面積 (㎡)	墳丘 (㎡)	周濠 (㎡)	外堤 (㎡)
73,276.97	20,557	29,744	22,963.97

註1 植村禹言1736『大和名勝志』

註2 野淵龍潜1893『大和国古墳墓取調書』奈良県

註3 上田三平1927「巢山古墳」『奈良県に於ける指定史跡』第1冊 史跡調査報告第3

註4 濱田耕作1938「古代の遺物」『小学国語読本 尋常科用 巻12』文部省

## 第2節 巢山古墳の概要

### 1. 墳丘・外堤・周濠

#### (1) 築造方法と遺構・遺物の概要

巢山古墳の当初の墳丘規模は全長約220m、後円部径約130m、高さ約19m、前方部先端幅約112m、高さ約16.5mに復元でき、左右のくびれ部には造り出しが取り付く。長さ約33m、幅約14mの方形の造り出しが取り付く。前方部頂上には南北約25m、東西約16m、高さ約2mの方形壇を設けている。現状の周濠幅は約30mあるが、築造当初の墳丘と外堤基底部の幅は約17mであったと推定される。

巢山古墳は南北方向の丘陵東斜面を利用し、丘陵側を大きく掘り込み構築された三段築成の前方後円墳である。墳丘は西から東へ傾斜する自然地形の西側を掘り込み、墳丘第一段まで地山を削り出して整形されたと考えられている。西側外堤は地山を平坦に切り通し、堤と同じ幅で区画し、丘陵部と外堤端を区画するための溝が掘られていることが発掘調査で確認された。地形測量の成果からも後円部及び前方部が西から東へ傾斜することが確認でき、前方部角の発掘調査では東端と西端で約25cmの高低差が確認されている。

発掘調査によって周濠に堆積していた泥土の下から墳丘及び周濠の基底部が確認された。

周濠埋土の発掘調査では、テラスから転落したとみられる埴輪が出土しており、大半を占める円筒埴輪以外に朝顔形、壺形、鱗付も含まれていた。

前方部北西隅の発掘調査では墳丘完成時の祭祀に関わる木製鋤、周濠北西隅では結界として外堤に立てられた可能性のある鞍形木製品が出土した。

発掘調査では墳丘斜面と外堤の斜面から葦石が検出され、基底列石に縦目地を並べた作業単位が確認されている。外堤葦石は残存葦石や転落石の状況から斜面全体に葦石を施すのではなく斜面の中程で止めていたとみられる。

周濠部の発掘調査では、前方部西側の中央部で周濠内に張り出す島状遺構が見つかり注目された。島状遺構の各辺斜面には葦石が施され、頂上には白礫が敷かれ、形象埴輪の蓋形7点、家形7点、盾形3点、冪形4点、柵形10点以上が配置されていた。さらに二方向の隅角に半島状の突出部、その間に州浜状の石敷き、そして墳丘側には通路が設け



図3-13 後円部葦石等検出状況（1801調査区南東から）



図3-14 滞水した出島状遺構と復元埴輪想定位置（南西から）

られ、半島状の突出部には水鳥形埴輪が3点設置されていた。水鳥形埴輪を据えた島状遺構は、古市古墳群最初の巨大古墳である津堂城山古墳でも検出されていて、この段階の最上位の古墳において新たに開始された埴輪祭祀と見られている。

出島状遺構の南西突出部は周濠底から50cm程の高さで、ここに水鳥形埴輪を置いたと考えられ、築造当初の周濠の水位は極めて低く、出島状遺構の州浜を洗う程度であったと推定されている。

また、巢山古墳の周濠の底から直弧文を浮き彫りし赤色顔料を塗布した実物大の準構造船（木造）の部材が発掘され、特別に飾られた船が死者の遺体を運ぶ乗り物として利用されたことが明らかになった。

## (2) 地形測量の成果

平成9年(1997)度を実施した地形測量とその後の発掘調査（平成12年(2000)度から令和5年(2023)度まで墳丘及び外堤裾部の保存整備の発掘調査を実施。調査の詳細は第4章参照。）で築造当初の規模等が確認された。

巢山古墳の周濠部は灌漑用水として利用されてきたために、墳丘第一段の斜面はほとんど削り取られ、後円部頂上と前方部の方形壇には大きな盗掘坑が穿たれているが、墳丘第二段から上部の段築が良く残り、くびれ部、前方部角の稜線も明確に残っている。テラス部はため池の浚渫土が置かれ凸凹になっていた。くびれ部造り出しの標高51.37mが浚渫土を盛る以前の高さと考えられる。前方部第二段テラスのくびれ部と前方部高さから類推すると前方部前面第一段テラスの高さは標高52.40m程になると考えられる。墳丘第二段テラスの標高をみれば、後円部西側55.62m・東側55.49m・くびれ部西

側55.75m・東側55.31m・

前方部西側56.78m・東側

56.50mで後円部及び前

方部の東と西では約20～

30cmの標高差が生じ、墳

丘が当初から傾斜してい

たことが判った。周濠底

も西と東で約1mの比高

差がある。墳丘端の崖面

で確認した約50基の埴輪

列のうち、後円部の埴輪

列は標高50.90mに基底

を統一し、前方部のもの

は標高51.20mにあった。

これらの埴輪は約20cmの

間隔で列を成していた。

墳丘第一段東側のテラス

幅は狭く、埴輪列が見られないのは既に崩落した可能性が高い。測量図から西側外堤は墳丘第一

段テラスより約2m高いことが判る。

表3-3 巢山古墳計測表

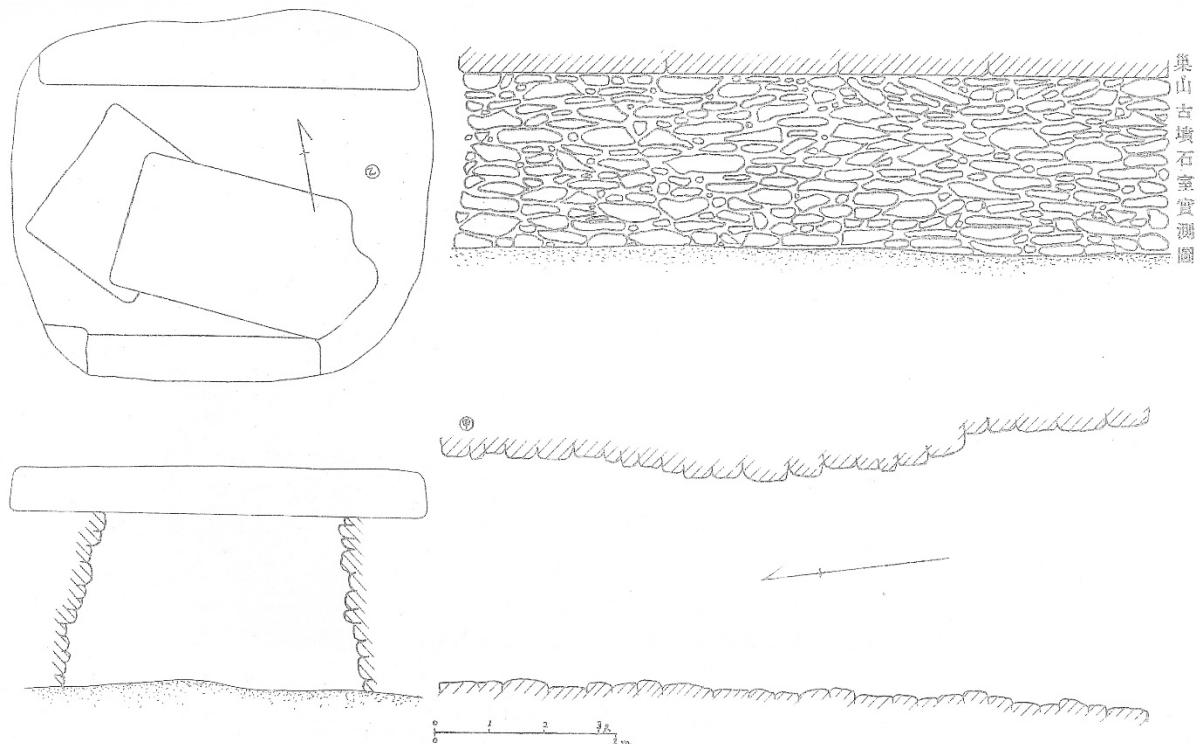
	計測箇所	計測部位	規模(m)	標高(m)	比高差(m)	備考	
墳丘部	後円部	第一段基底径	128	47.80	4.52	第1次調査成果	
		第一段上端径	108	52.32			
		第二段基底径	100	55.62	3.30		
		第二段上端径	86				
		第三段基底径	76	66.68	11.06		
		第三段上端径	30				
	前方部	基部幅	112	47.80	5.44	第1次調査成果	
		第一段上端幅	94	53.24			
		第二段基部幅	77.2	56.78			3.54
		第二段上端幅	60.4				
		第三段基部幅	50.4	63.34			6.56
	第三段上端幅	22					
	方形壇	基部幅	16.4	64.11	0.77		
基部長		25					
上端幅		9.2					
上端長		16.8					
	造出し	基部幅	22	47.80	3.57	第2次調査成果	
		基部長	31	51.37			
外堤部		西側幅	25	53.73	-1.41	外堤高基準	
		南側幅	25	52.32			
		東側幅	25	52.14			
		北側幅	28	52.65			
周濠部		西側幅	32	49.92	-0.48	周濠高基準	
		南側幅	38	49.44			
		東側幅	40	48.90			
		北側幅	42	49.53			

## 2. 埋葬施設

後円部頂上には、令和5年(2023)度に埋め戻すまで、盗掘孔とみられる大きな窪地があった。上田三平氏の史跡指定に伴う調査報告によると竪穴式石室2基が確認されている。西の石室は長軸をほぼ南北にし、側壁は厚さ10cm、長さ30cm前後の割石で積まれ、石室の幅は約136cmと推定されている。天井石は4枚残り、凝灰岩様の加工した切石は長さ約230cm、幅約100cm前後、厚さ約21cmで、これを石室に横架する。その長さを通計すると約4.0mになるとされている。石室の高さは約1.1mあり、天井石の上に1.5m余りの盛土があるとし、もうひとつの石室は東約1.8mを隔てて並び、深さ約1mのところ幅約2mの天井石が3枚あるが、移動した痕跡があると報告されている。前方部方形壇にも小石室の存在が記録されている。令和5年度に盗掘孔跡の埋戻しに伴う調査で、前方部調査区で竪穴式石室の一部を確認した。また、後円部調査では、西側の盗掘孔跡で竪穴式石室の裏込部分、中央部で天井石を3個、東側で天井石を2個検出した。



図3-15 後円部石室（「奈良県に於ける指定史跡」第1冊より）



[出典：『奈良県に於ける指定史跡』第1冊史跡調査報告書]

図3-16 石室実測図

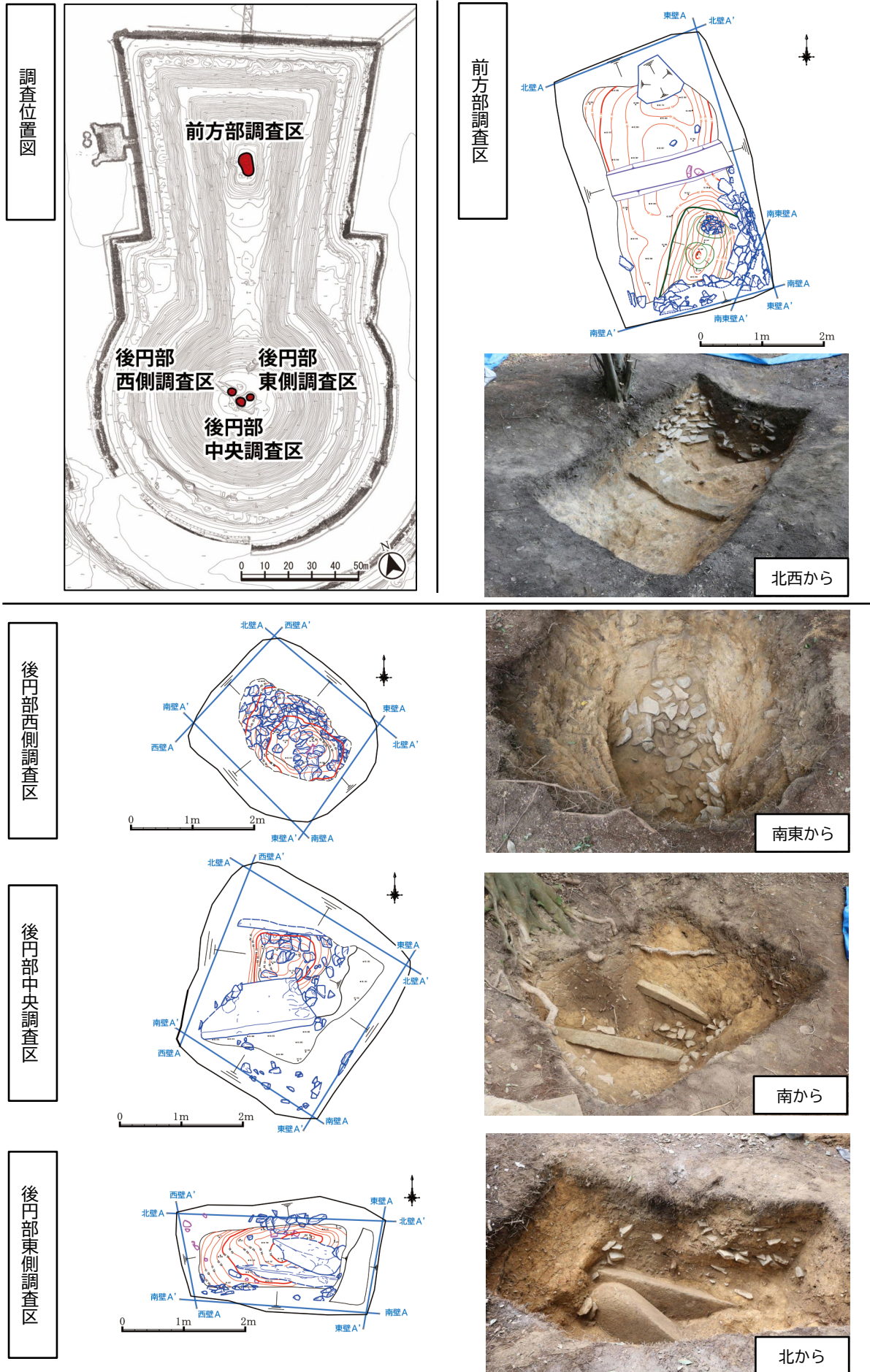
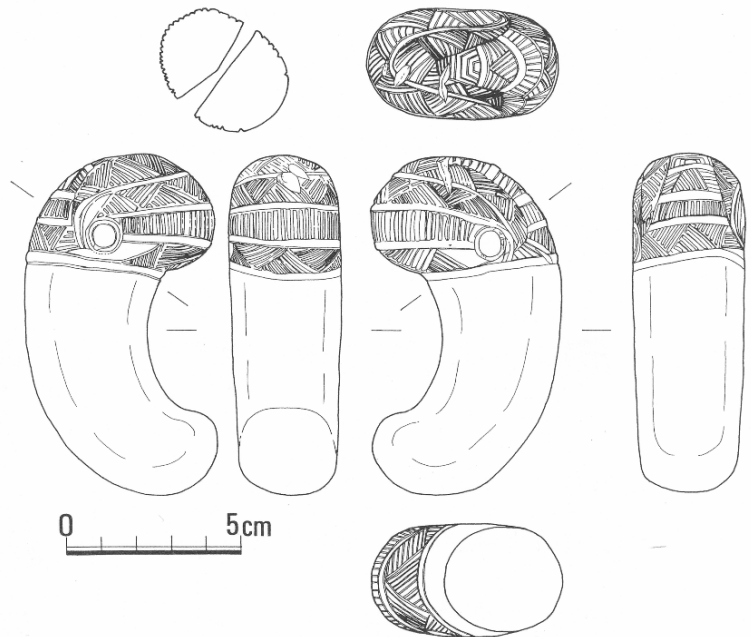


図 3-17 令和 5 年度調査図面、写真

### 3. 副葬品

明治時代の盗掘で、多数の遺物が出土している。鍬形石4以上・車輪石3・石釧や玉類として滑石製大勾玉1・滑石製勾玉35・管玉63・棗玉3・滑石製刀子11が宮内庁に収蔵されている。

**滑石製大勾玉** 他に例のない大きさを誇り、孔から頭部に彫刻が施されている。上田三平氏は、櫛歯文と鋸歯文と表現し、河上邦彦氏は直弧文の変形と報告している。腹側は孔の下から4段に区画し、孔のある第2段には櫛歯文を側面の孔から腹側に回す。頭部背面も4段に区画し、第2段目に櫛歯文を施す。櫛歯文の上下には向き合う三角形の繰り返しから一見して鋸歯文に見えるが、組紐状の折重ねとも考えられる。側面は櫛歯文で分けられた組紐文が孔を中心に巻き込まれるところから、原形を直弧文に求めた方が理解しやすい。滑石製の勾玉には扁平なものが含まれていない(図3-18)。



長さ (mm)	厚 (mm)	幅 (mm)	穴径 (mm)	重さ (g)	備考
97.90	32.80	52.80	6.6~7	227.33	両面穿孔

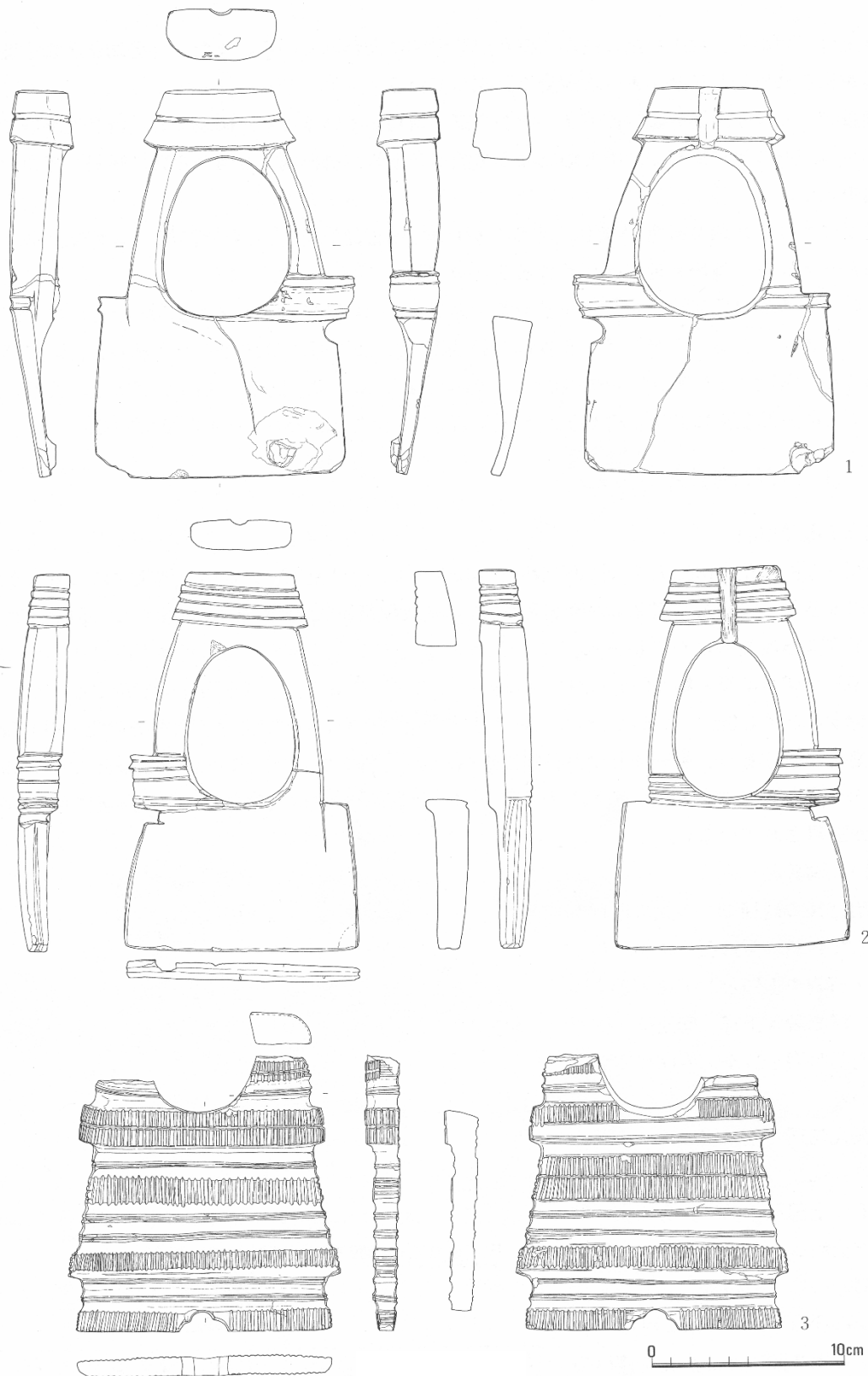
図3-18 滑石製大勾玉実測図

**鍬形石** 1・2とも頭部(笠)・環体部・突起部・板状部で構成される基本的な形状に大きな変化はない。島の山古墳前方部粘土槨から21点以上出土している鍬形石が、全長12.6~18.5cmであることと比べるとやや大型品である。頭部(笠)背面から環体部にかけて断面半円形の溝があることも基本的な形状である。3は「加飾型」と表現されるもので、突起部と頭部(笠)背面には溝がない(図3-19)。

**車輪石** 島の山古墳前方部粘土槨から出土した車輪石は80点以上あり、平面形から円形・楕円形・台形・卵形に分けられ、長径10.1~13.9cmのものは小型品に、13.91~17.7cmは中型品に分類されている<sup>(1)</sup>。これによると巢山古墳の車輪石は3点が小型品、1点が中型品である。1は長短径の差がほとんどない円形で、表面の凸凹面に線刻を施す。2は卵形を呈し、表面に連続した凹面を施す。3は平面卵形を呈し、表面の凸面凹面に線刻を施し、背面にも線刻がある(図3-20)。

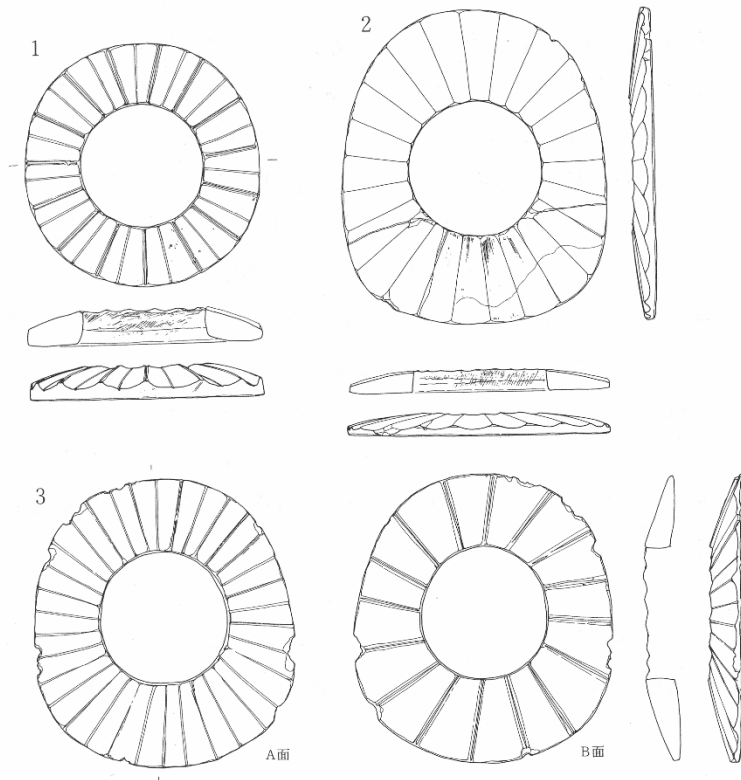
**滑石製刀子・斧** 埋葬施設から出土したと考えられ、鞘に入れられた刀子を表わし、懸紐を通す孔を持つ。斧は柄の装着の柄穴が穿たれ、目釘孔が開けられている。

註1 西藤清秀・奥山誠義・今津節生・南武志・水野典敏・福田さよ子2019『島の山古墳―前方部埋葬施設の調査―』奈良県文化財調査報告書 第183集

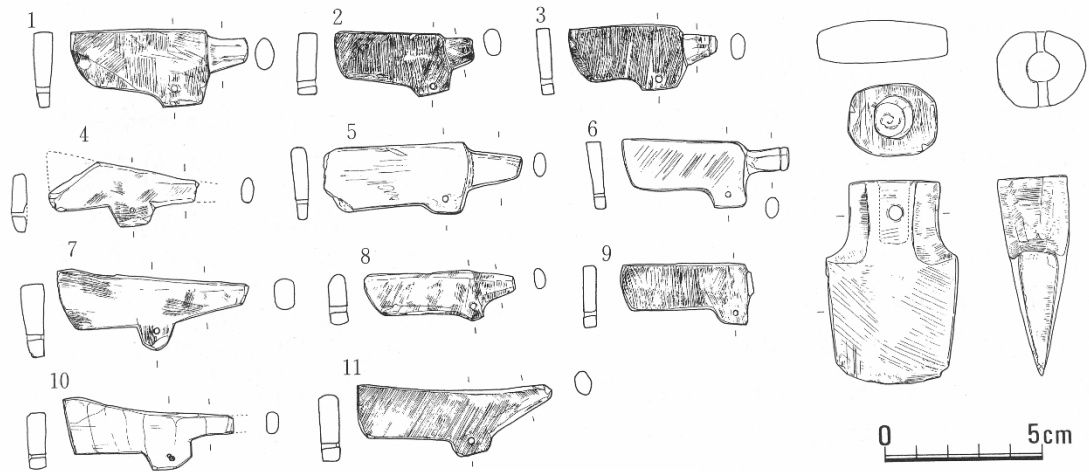


No.	長さ (mm)	最小幅 (mm)	最大幅 (mm)	重さ (g)	備考
1	209.00	56.80	129.30	455.10	
2	202.00	55.30	120.00	468.20	
3				405.10	

図 3-19 鍬形石実測図



No	長径 (mm)	短径 (mm)	内径 (mm)	内径 (mm)	厚 (mm)	重さ (g)	備考
1	108.90	104.40	53.80	54.00	14.60	136.30	しずんだ緑色
2	139.40	118.00	60.60	60.00	10.10	137.60	緑白色
3	125.00	113.50	58.30	56.00	12.80	113.40	



No	種類	長さ (mm)	幅 (mm)	厚 (mm)	重さ (g)	備考
1	滑石製刀子	56.00	5.80	24.40	12.80	
2	"	44.20	19.90	5.80	8.60	
3	"	47.10	20.90	4.90	8.70	
4	"	41.70		5.10	5.50	
5	"	63.00	22.20	7.10	14.60	
6	"	52.70	20.20	5.20	8.10	

No	種類	長さ (mm)	幅 (mm)	厚 (mm)	重さ (g)	備考
7	滑石製刀子	61.20	22.30	7.00	11.80	
8	"	51.50	15.70	5.60	6.60	
9	"	42.90	19.40	4.90	7.10	
10	"	54.90	18.50	5.70	8.50	
11	"	62.00	21.70	6.30	12.00	

種類	長さ (mm)	上径 (mm)	下径 (mm)	肩幅 (mm)	厚 (mm)
滑石製斧	64.00	29.00	35.00	43.00	22.50

図 3-20 車輪石・滑石製刀子・斧実測図

### 第3節 指定の状況

巢山古墳は、この地方における主要なものであるという理由から、墳丘および周濠が史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき昭和2年(1927)に史跡指定された。この年の11月に広陵町(旧馬見村)が管理団体に指定された。

大正12年(1923)の実測調査を行った上田三平の報告によると、史蹟保存要目第三(古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑)および第九(貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類学及考古学上重要ナル遺蹟)によって指定されたとある。昭和25年(1950)に制定された文化財保護法による指定基準は「史1 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡」である。

その後、昭和27年(1952)に特別史跡に指定され、平成元年(1989)には外堤が追加指定された。

#### 1. 指定告示

##### (1) 当初指定(官報告示)及び特別史跡指定

昭和2年(1927)4月8日付け官報(内務省告示第315号)で告示された史跡指定内容と、昭和昭和28年(1953)6月17日付け官報(文化財保護委員会告示第39号)で告示された特別史跡指定内容は下の通りである。

<p>◎内務省告示第三百十五號</p> <p>史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス</p> <p>昭和二年四月八日 内務大臣 濱口 雄幸</p> <table border="0"><tr><td>名稱</td><td>地名</td><td>地域</td></tr><tr><td>巢山古墳</td><td>奈良縣葛城郡馬見村大字</td><td>一一〇八番ノ一、 三吉元齋音寺方字巢山 一二〇八番ノ二</td></tr><tr><td>同字アシイケ</td><td></td><td>一三〇番</td></tr></table>	名稱	地名	地域	巢山古墳	奈良縣葛城郡馬見村大字	一一〇八番ノ一、 三吉元齋音寺方字巢山 一二〇八番ノ二	同字アシイケ		一三〇番	<p>◎文化財保護委員会告示第三十九号</p> <p>文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもって、史跡巢山古墳(昭和二年内務省告示第三百十五号)、(中略)を特別史跡に指定した。</p> <p>昭和二十八年六月十七日</p> <p>文化財保護委員会委員長高橋誠一郎</p>
名稱	地名	地域								
巢山古墳	奈良縣葛城郡馬見村大字	一一〇八番ノ一、 三吉元齋音寺方字巢山 一二〇八番ノ二								
同字アシイケ		一三〇番								

(2) 特別史跡追加指定（官報告示）

平成元年(1989)1月9日付け官報で告示された特別史跡追加指定内容は下の通りである。

<p>◎文部省告示第三号</p> <p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一四号）第六十九条第一項及び第二項の規定により、特別史跡巢山古墳（昭和二年内務省告示第三百一五号及び昭和二十八年文化財保護委員会告示第三十九号）に次に掲げる地域を追加して指定する。</p> <p>平成元年一月九日</p> <p>文部大臣 西岡 武夫</p>	<p>所在地</p> <p>奈良県北葛城郡 広陵町大字三吉 元赤部方字ス山 南</p> <p>地 域</p> <p>三八三番ノ一、三八三番ノ二、 三八三番ノ三、三八四番ノ一、 三八四番ノ二、三八四番ノ三、 三八四番ノ四、三八五番ノ一 のうち実測八三・〇三平方 メートル、三八五番ノ二、三八 五番三、三八五番ノ八、三八五 番ノ九、三八五番ノ一〇、三八 五番ノ一一、三八五番の一二、 三八五番の二三、三八五番ノ 一四、三八五番ノ十五、三八五</p>
--	--

<p>同大字三吉元齊 音寺方字巢山</p> <p>番ノ十六、三八五番ノ十七、 三八五番ノ十八、三八五番ノ 十九、三八五番ノ二〇のうち 実測一八三四・七二平方メー トル、三八五番ノ二二のうち 実測一八三六・一五平方メー トル、三八五番四八のうち実 測七二五・一八平方メートル 一二〇九番、一二二〇番ノ 一、一二二〇番ノ二、一二二 一番、一二二二番ノ一、一二 二番ノ二、一二二二番ノ 三、一二二三番ノ一、一二二 三番ノ二、一二二三番ノ三、 一二二三番ノ四</p> <p>右の地域に介在する道路 敷を含む。</p>
--

2. 指定説明

(1) 当初指定＜昭和2年(1927)＞

環濠ヲ有セル前方後円型ノ古墳ニシテ北方ニ面ス封土ノ高サ前方部約六十尺後円部約七十尺全長約六百五十尺前方ト後円トノ接續部両側ニ造出アリ後円部ノ頂上ハ発掘セラレテ石槨ノ一部ヲ露出ス此ノ地方ニ於ケル古墳トシテ主要ナルモノノ一ニ属ス

出典：国指定文化財等データベース

(2) 特別史跡指定<昭和27年(1952)>

前方後円型の古墳で北方に面している。封土は全長約200m、高さは前方部約18m、後円部約21m、を有し、前方部と後円部との接続部の両側に造出があり、周囲に環濠がめぐらされている。後円部の頂上は、かつて発掘されて石室の一部を露出しているが、きわめて宏壮な墳丘をなし、しかも整美な型式を示し、この種の古墳として代表的な一例であり、学術上特に価値が深い。

出典：国指定文化財等データベース

(3) 追加指定<平成元年(1989)>

巢山古墳は、馬見丘陵の台地端に位置する前方後円墳で、全長二〇四メートルという全国でも屈指の規模を有している。周濠も完存しており、その外側には幅十五メートルの外堤とも周庭帯ともみられる施設が繞っている。これまでの指定範囲は濠部にとどまっているので、今回は外堤部分を追加指定しその保存を図ろうとするものである。

出典：月刊文化財 昭和63年5月号

3. 指定範囲

昭和2年(1927)当初の指定面積は50,313㎡で墳丘・周濠部にあたり、昭和25年(1950)の文化財保護法制定から2年後の昭和27年(1952)に特別史跡に指定され、外堤部分である22,963.97㎡が平成元年(1989)に追加指定された。総面積は73,276.97㎡である。

史跡指定範囲および指定地番は以下の図に示す通りである。昭和2年(1927)の指定告示にある指定地番「字巢山1208番ノ1、1208番ノ2」(墳丘部分)が合筆により1208番となっている以外は、告示の地番と同一である。

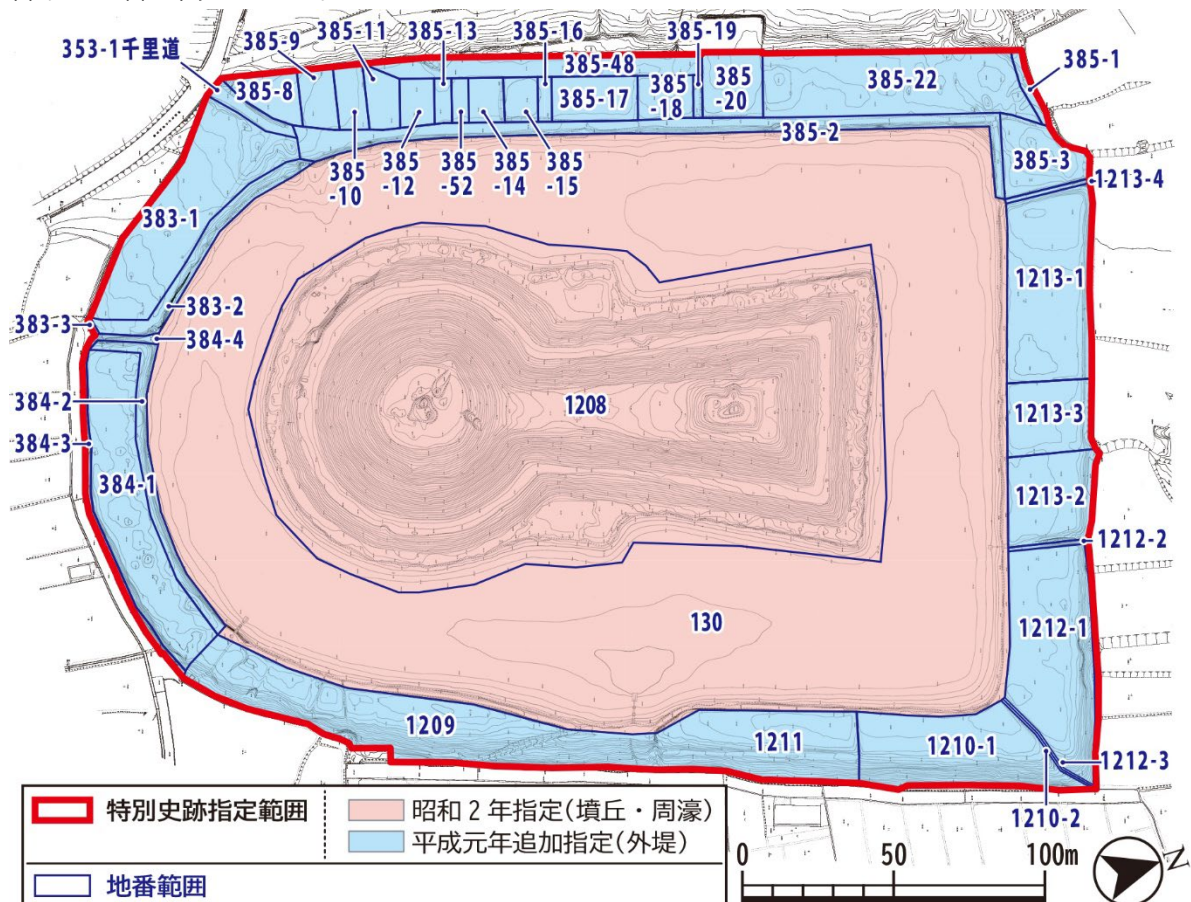


図3-21 特別史跡指定範囲図 [出典：平成9年度測量図を加工して作成]

## 第4節 公有化の契機と経過

### 1. 公有化の契機



図3-22 現状変更時の橋。後円部には民家の屋根がみえる（昭和47年）

巢山古墳公有化の契機は昭和46(1973)10月28日に提出される史跡の現状変更申請であった。当時、空き家となっていた後円部の家に所有者自身に移り住み、空気の澄んだ場所で病気療養をしたいという理由で、周濠を渡るための木製橋を架け替えたいという内容である。11月29日には文化庁長官名で現状変更許可申請が許可される。ところが、申請と異なる場所に鋼鉄製の橋桁が架けられ、広い橋板を敷設する工事が進行していた。違法な橋梁工事が明らかとなるのは、主桁の取り付けが終了した12月22日であった。広陵町長自ら現場に赴き、工事中止を口頭で命じ、工事監督と施工会社の責任を追及している。12月24日には奈良県教育長名で工事中止命令書が発令される。広陵町は所有者・代理人・工事責任者を同席させて直接命令書を渡している。橋梁工事は中止されるが、材料は放置されたままであった。翌昭和47年(1974)6月27日には文化庁文化財保護部長名で特別史跡巢山古墳の現状変更（橋梁改修工事）にかかる違反行為について嚴重注意の通知が出されている。周濠に打ち込まれた橋脚の松杭や鋼鉄製の主桁が放置された状態は外堤の公有化後まで続いていた。その後も現状変更許可申請の事前協議が度重なったため、昭和58年(1983)に広陵町が墳丘全体の公有化を行っている。

## 2. 公有化の経過

史跡指定地については、指定時は私有地であり、遺構の保存のために墳丘の公有化を行うとともに、外堤部分の追加指定を受けて追加指定範囲の公有化を実施した。

公有化事業によって、墳丘、外堤は公有化されているが、周濠部分は私有地となっている。これは周濠部が歴史的に農業用灌漑用水地として利用された経緯があり、現在も灌漑用水として利用している地元の齊音寺区の所有地となっている。

### (1) 墳丘の公有化

墳丘は奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元齊音寺方字巢山1208番地で登記され、地目は山林、面積20,557㎡が15人の個人名義となっていた。当該地の㎡単価は15,130円で土地売買総額は311,028,000円となった。売買契約は昭和58年(1983)9月29日付けで行われた。

金融機関から311,000,000円を年利7.88%で借り、元金と利息の返済に80%の国庫補助金が交付された。元金を2年間据え置いた後、8年間で元金を均等割して返済し、元金と利息を半期ずつ返済するにあたって国庫補助金が交付される補助制度である。

起債の償還は昭和59年(1984)から平成5年(1993)度まで行った。(表3-4償還・年次計画表参照)

### (2) 外堤の公有化

追加指定前、西側外堤には民家5軒・倉庫1軒・アパート1軒が既に建てられていた。さらに個人住宅やアパート建設等の開発協議が後を絶たず、この状況を憂慮して遺構の保存のために平成元年に外堤が特別史跡に追加指定された。追加指定を受けて平成3年(2021)～9年(1997)にかけて公有化した。

**平成3年(1991)度**：広陵町大字三吉元赤部字巢山南385-10の木造瓦葺2階建住宅を構外再建工法で購入した。広陵町大字三吉元赤部字巢山南385-14と52は地目が山林だが、現況宅地のため木造瓦葺2階建住宅を構外再建工法で購入した。大字三吉元赤部字巢山南385-22は山林で、47,500円/㎡で購入した。公有化費用は151,700,305円で150,000,000円の地方債を発行した。

**平成4年(1992)度**：広陵町大字三吉元赤部字巢山南385-9の木造瓦葺2階建住宅を構外再建工法で購入した。385-13と18は山林であるが、宅地で購入した。385-1、385-2、385-3は山林で購入した。公有化費用は125,200,082円で125,000,000円の地方債を発行した。

**平成5年(1993)度**：広陵町大字三吉元赤部字巢山南383-1は山林で、物置を構外再建工法で購入した。385-12は鉄骨造スレート葺の2階建物を構外再建工法、除去工法で購入した。11、19は山林であるが、現況宅地で購入した。385-20はカキ・ウメを立木移植補償し、山林で購入した。191,625,500円で公有化して190,000,000円の地方債を発行した。

**平成6年(1994)度**：広陵町大字三吉元赤部字巢山南385-8は宅地で購入した。木造瓦葺二階住居を構外再建工法で補償した。383-2、384-1、384-2は山林で購入した。383-3、384-4は水路で購入した。広陵町大字三吉元齊音寺方字巢山1209は145.28㎡(1/18)を山林で購入した。185,159,442円で公有化して185,000,000円の地方債を発行した。

**平成7年(1995)度**：広陵町大字三吉元赤部字巢山南385-15を宅地で購入。昭和58年(1983)3月10日建築の木造瓦葺二階住居を構外再建工法で購入した。383-16は現況宅地で購入した。広陵町大字三吉元齊音寺方字巢山1210-1、1211は山林で購入した。150,132,712円で公有化して150,000,000円の地方債を発行

した。

**平成8(1996)年度**：広陵町大字三吉元赤部字巢山南385-17は現況宅地で購入し、立木と工作物の移転補償をした。385-3、385-48は山林で購入した。広陵町大字三吉元齊音寺方巢山1210-1、1212-1は山林で購入し、立木補償をした。1210-2、1212-3は公衆用道路で購入した。1212-2は用水路、1213-3は畑で購入した。185,159,442円で公有化して185,000,000円の地方債を発行した。

**平成9年(1997)度**：広陵町大字三吉元齊音寺方字巢山1213-1、1213-2、1213-3を畑で購入している。1213-4は用水路。1209は山林で購入している。268,723,3172円で公有化して268,000,000円の地方債を発行した。

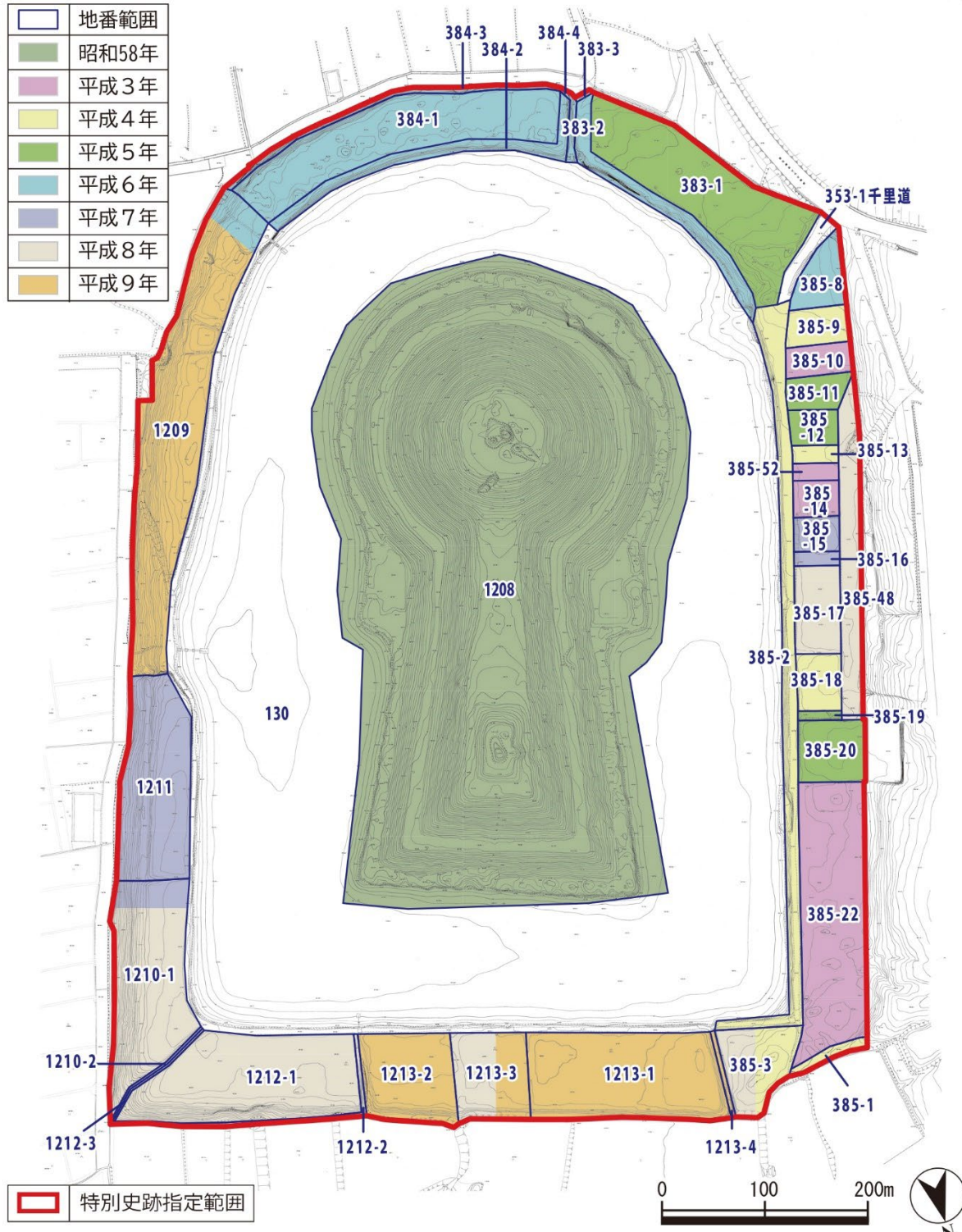


図3-23 年度別史跡購入図

表 3-4 特別史跡巢山古墳土地所有者一覧表

種別	所在地	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	買収(m <sup>2</sup> )	土地所有者		備考	
						氏名	住所		
墳丘	広陵町大字三吉元 斉音寺方字巢山	1208番地	山林	20,557.00	20,557.00	広陵町	広陵町大字南郷583番地の1	当初指定1208-1と12082合筆	
周濠	広陵町大字三吉元 斉音寺方字アツイ	130番地	ため池	29,756.00	0.00	斉音寺区	広陵町大字斉音寺		
外堤	広陵町大字三吉元 赤部方字ス山南		里道	153.87	0.00	広陵町	広陵町大字南郷583番地の1		
	〃	383番地の1	山林	1,804.00	1804.00	〃	〃		
	〃	383番地の2	〃	461.00	461.00	〃	〃		
	〃	383番地の3	水路	8.50	8.50	〃	〃		
	〃	384番地の1	山林	1,756.00	1756.00	〃	〃		
	〃	384番地の2	〃	437.00	437.00	〃	〃		
	〃	384番地の3	水路	195.00	195.00	〃	〃		
	〃	384番地の4	〃	56.00	56.00	〃	〃		
	〃	385番地の1	山林	83.04	83.00	〃	〃	0.04m <sup>2</sup> 誤差	
	〃	385番地の2	〃	1,233.00	1233.00	〃	〃		
	〃	385番地の3	〃	552.00	552.00	〃	〃		
	〃	385番地の8	宅地	294.43	294.43	〃	〃		
	〃	385番地の9	〃	237.95	237.95	〃	〃		
	〃	385番地の10	〃	211.13	211.13	〃	〃		
	〃	385番地の11	山林	211.00	211.00	〃	〃		
	〃	385番地の12	〃	179.00	179.00	〃	〃		
	〃	385番地の13	〃	85.00	85.00	〃	〃		
	〃	385番地の14	〃	172.00	172.00	〃	〃		
	〃	385番地の15	〃	165.00	165.00	〃	〃		
	〃	385番地の16	〃	67.00	67.00	〃	〃		
	〃	385番地の17	〃	420.00	420.00	〃	〃		
	〃	385番地の18	山林	264.00	264.00	〃	〃		
	〃	385番地の19	〃	42.00	42.00	〃	〃		
	〃	385番地の20	〃	434.72	434.00	〃	〃	0.72m <sup>2</sup> 誤差	
	〃	385番地の22	〃	1,836.15	1807.00	〃	〃	29.15m <sup>2</sup> 馬見丘陵公園	
	〃	385番地の48	〃	725.18	724.00	〃	〃	1.18m <sup>2</sup> 馬見丘陵公園	
	〃	385番地の52	〃	82.00	82.00	〃	〃		
	〃	広陵町大字三吉元 斉音寺方字巢山	1209番地	〃	2,615.00	2615.00	〃	〃	
	〃	〃	1210番地の1	山林	1,516.00	1516.00	〃	〃	
	〃	〃	1210番地の2	道路	30.00	30.00	〃	〃	
〃	〃	1211番地	山林	1,382.00	1382.00	〃	〃		
〃	〃	1212番地の1	〃	1,821.00	1821.00	〃	〃		
〃	〃	1212番地の2	水路	124.00	124.00	〃	〃		
〃	〃	1212番地の3	道路	30.00	30.00	〃	〃		
〃	〃	1213番地の1	畑	1,727.00	1727.00	〃	〃		
〃	〃	1213番地の2	〃	840.00	840.00	〃	〃		
〃	〃	1213番地の3	〃	670.00	670.00	〃	〃		
〃	〃	1213番地の4	水路	43.00	43.00	〃	〃		
	合計			73,276.97	43,336.01			30.33m <sup>2</sup> 公園、0.76m <sup>2</sup> 誤差	

表 3-5 築山古墳先行取得事業の概要

## 先行取得事業

公有化面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
43,336.01	1,676,780	209,598	209,675	2,096,053

## 墳丘部

償還年度 (昭和59年度～平成5年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
昭和58年度	1208	20,557.00	371,480	46,435	46,447	464,362

## 外堤部

償還年度 (平成4年度～平成13年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成3年度	385-10他	2272.13	164,279	20,535	20,542	205,356

償還年度 (平成5年度～平成14年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成4年度	385-9他	2178.95	129,080	16,135	16,147	161,362

償還年度 (平成6年度～平成15年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成5年度	385-20他	2,670	196,219	24,527	24,533	245,279

償還年度 (平成7年度～平成16年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成6年度	383-2他	3353.21	190,594	23,825	23,833	238,252

償還年度 (平成8年度～平成17年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成7年度	385-15他	1908.00	145,536	18,192	18,202	181,930

償還年度 (平成9年度～平成18年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成8年度	385-17他	5022.10	237,939	29,742	29,753	297,434

償還年度 (平成10年度～平成19年度)						
事業年度	地番	面積 (㎡)	国庫補助 (千円)	県費補助 (千円)	町負担金 (千円)	合計 (千円)
平成9年度	1213-2他	5374.52	241,653	30,207	30,218	302,078